

税の勉強会

心とめくもりが届く

No.369

2017

7

JULY



今月のお知らせ

29年分所得税の予定納税減額申請書提出期限 7/18

29年分所得税の第1期予定納税の納付期限 7/31

- 民法改正が成立 実に120年ぶりの大改正
- はしやすめ ・塩の話
- 税務まめ辞典 ・新たな徴税「こども保険」



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

民法改正が成立 実に120年ぶりの大改正

施行は2～3年後になる予定

民法の改正法案が参院本会議で可決され成立しました。民法制定以来、実に120年ぶりの改正で、2～3年の周知期間を経て2020年頃に施行される予定です。

今回の改正では、インターネット取引の普及など時代の変化に応じて、債権部分や消費者保護などを抜本的に見直しています。

民法改正の主な内容

- ① 敷金は原則返還
- ② 債権の消滅時効を原則5年に統一
- ③ 個人保証を原則禁止
- ④ 法定利率を5%から3%に引き下げ変動制へ
- ⑤ 消費者が一方的に不利な約款の条項は無効
- ⑥ 購入商品に問題があれば修理や代金の減額を請求できる
- ⑦ 認知症などで判断能力のない人が交わした契約は無効

①敷金は原則返還

マンションやアパートなどを賃貸契約する際に、家賃の1～3ヶ月程度の敷金を支払うケースがほとんどですが、今回の改正で、**借り手側の故意や過失での傷や汚れを除き、敷金は原則返還するように義務づけられました。**



そもそも故意や過失でなく通常年数が経てば劣化していく部分は賃料の中に含まれているため原状回復義務は生じません。

しかし、退去時に敷金が全く返ってこないばかりか追加で請求されるトラブルも多く見られたことから、契約に基づき家賃等の担保とする目的で借り手から受けた敷金等については、賃貸契約が終了したときに借り手側の金銭債務（家賃の未払いや過失等での修繕費）を控除した残額を返還しなければならないとして敷金の返還義務を規定しています。

したがって**名目が「保証金」であっても民法上の「敷金」に該当すれば返還義務が生じることになります。**借り手側には有利な改正となりましたが、不動産業を営んでおられる方は契約内容の見直しが必要となりそうです。

②債権の消滅時効を原則5年に統一

消滅時効とは一定期間の経過により債権などの財産権が消滅する制度のことを言います。債権の消滅時効は「支払期限を過ぎた時から10年間」とされていますが、職種別に「短期消滅時効」が定められており、例えば飲食店のツケは1年間、小売業の商品代金なら2年間、医師の医療費や薬代は3年とそれぞれ業種により時効がバラバラでした。



今回の改正は業種などによって時効期間が異なるのは不合理であると指摘され「短期消滅時効」が廃止され、**従来の「支払期限を過ぎた時から10年間」に加えて「支払期限を知った時から5年」の2つの期間の併用となりました。（いずれか早い方が消滅時効となります）**

しかし、通常の商取引での債権については「知らない」となるケースは考えにくいので、原則は5年に統一されたと考えられます。**ただし、未払残業代を含む賃金請求権の消滅時効は2年のままです。**

③個人保証を原則禁止

「友人の頼みで借金の保証人を引き受けたが、友人が行方をくらまし多額の債務を負う羽目になった」なんてテレビで出てきそうな話ですが、**今後は事業資金の融資を受ける際に、自社の役員や事業に従事している配偶者以外の第三者を連帯保証人にする場合には「保証の意思を公正証書で確認できなければ無効」となりました。**



また、保証人に対して自社の財務状況、債務の内容、担保の状況などの情報を説明する必要がある、虚偽の説明があれば後から契約の取り消しもでき、保証人から請求があればいつでも債務の不履行の有無や残高について知らせなければならないとする**情報提供を義務づけています。**

さらに個人が連帯債務を負ったときに**保証する限度額を設定することを義務化し、限度額が定められたものでなければ無効**となっています。

改正後は連帯保証人を付けた融資が難しくなるため、担保の提供や保証協会等からの保証がなければ融資を断られる可能性が大きくなります。

④法定利率を5%から3%に引き下げ変動制へ

法定利率は、借入金の利息や損害賠償金の計算で利息を取り決めていないときに使用されているのですが、今回の改正により現行の5%から3%に引き下げられました。また、今後は市場動向に応じて3年ごとに見直す変動制となりました。



借入金の利率を決めないケースは考えにくいので当事者間で合意した利率が適用されます。しかし、自動車保険では、交通事故の損害賠償請求を計算する際に法定利率を用いますが、結論から言うと**法定利率が下がると受け取る損害賠償金は増えることとなります。ただし、保険会社としては支払う額が増えるため今後支払う損害保険料は値上げが予想されます。**

⑤消費者が一方的に不利な約款の条項は無効

保険やインターネット通販などの契約については消費者が約款をほとんど読まずに契約し、商品等に不満があっても約款により返品や解除ができずトラブルとなるケースが相次いだため、**今後は消費者に著しく不利な条項は無効**となりました。



⑥購入商品に問題があれば修理や代金の減額を請求できる

消費者が買った商品に故障や欠陥、傷などがあれば売買契約の解除や損害賠償の請求ができていましたが、これに加えて**「商品の修理代金」「商品代金の減額」「代替物の引き渡し」が請求できるようになりました。**



⑦認知症などで判断能力のない人が交わした契約は無効

驚くことに、これまで意思能力のない者がした契約が無効であるというルールは民法の条文に明記されていませんでした。今後は認知症などで判断能力のない状態で交わした契約が無効となります。





塩分を取り過ぎると自然と喉が渇くのは誰もが経験があると思います。これは人間の体液の塩分濃度は決まっているため、それを超える量を摂ると体液の濃度を薄めようとする自己防衛反応です。塩分の過剰摂取は高血圧や心臓病、腎臓病などの原因になると言われますが、その一方で、塩分は体内で、生理的に重要な役割を果たしており、人間の生命維持に必要不可欠で、過度な塩分不足は命にかかります。

古代ローマ時代、塩は金と同様な価値があり、兵士の給与として支給され、ラテン語の塩「salarium」が「サラリー(salary)」の語源となっています。

また塩は「ごちそうの主役」であり、「さしすせそ」の重鎮です。「酒は百薬の長」という有名な言葉がありますが、本来、「塩は百肴の将、酒は百薬の長、嘉會の好なり。」(漢書・食貨志)と言い、新の王莽の詔にある一節です。「そもそも塩は食物に最も大切なもので、酒は多くの薬の中で最もすぐれており、祝いの席に欠かすことは出来ない。」との意味です。

日本でも塩を効率よく生産することは国家の存亡にかかわることでした。1905年、日露戦争の戦費調達のためもありましたが、専売制度を導入し効率化を図り、1949年に日本専売公社が設立されて、精製塩化ナトリウムが「塩」の名で国民に浸透していきます。専売のために民間では塩が自由に製造出来なくなり、入浜式塩田、流下式塩田などの、海水を濃縮させる方法も、1971年にイオン交換膜法という製塩法が開発され、海水中の高純度の塩化ナトリウムだけを効率的に抽出する方法に限定されました。

その後自然塩復興運動などを経て1997年に塩専売法が撤廃され、塩の製造販売が自由化され日本各地で様々な方法で塩が作られ、様々な塩が店頭で置かれ、又世界各地から塩が輸入されるようになりました。

調味料としての「塩」には、高純度の「精製塩」と、「天然塩」と呼ばれるものがあります。「精製塩」とは、原塩を溶解して塩化ナトリウムの含有量を99.5%以上に精製したもの、または、海水からイオン交換膜透析法で塩化ナトリウム99%以上に濃縮したもので、「食卓塩」や「食塩」とも呼ばれます。不要物をできるだけ取り除くため、ミネラル分も取り除き、成分がほぼナトリウムのみになってしまうのが精製塩の特徴です。

「天然塩」に、明確な定義はありませんが、一般的に「天然塩」とは、塩田を用いて海水を天日で乾燥するなど、昔ながらの製法によって作られた「塩」のことを指す場合が多く、「自然塩」とも呼ばれます。「天然塩」の塩化ナトリウム含有量は80%程度のもが多く、他に塩化マグネシウムなどの苦汁(にがり)成分、カリウム、カルシウムなどのミネラル分が含まれているものが多いです。

人間の体のミネラルバランスと海水のミネラルバランスは極めて似ており、塩は海水のミネラルが適度に含まれた塩が理想と言われます。ただし、「食用塩の表示に関する公正競争規約」においては「天然塩」「自然塩」といった用語を商品名や商品説明に用いることは禁じられており「伯方の塩」「酒田の塩」「赤穂の塩」などの商品名や、「粗塩」「荒塩」「自然海塩」といった生産者独自の呼称が使用されています。今回の「はしやすめ」いい塩梅に書けたでしょうか。

税務まめ辞典

新たな徴税「子ども保険」

『子育て支援』『教育費無償』を錦の御旗に改憲誘導と、消費税増税再延期の財源づくり

6月9日に閣議決定された、今年の「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる「骨太の方針」に盛り込まれた一つの項目が注目を集めています。「**幼児教育や保育の早期無償化**」です。財源確保の具体的な手段として、有力視されているのが、小泉進次郎衆議院議員らが提唱した「**子ども保険**」です。

具体的には、厚生年金及び国民年金の保険料に0.1%上乗せし、当初三千四百億円を確保して未就学児童への手当として五千円の支給を可能とし、先では上乗せ料率を0.5%として1兆七千億円確保して1人当たり月二万五千円を支給する構想です。

保育園や幼稚園の平均保育料は月1万〜3万円程度のため、現行の児童手当(財源は子ども・子育て拠出金)と合わせて、幼児教育の実質無償化が実現することになります。

「子ども保険」と聞くと、子育て世代は非常に助かる制度と思います。しかし、手当を受け取るのは6〜7年。子どものいない世帯や子育てが終わった世帯は負担があるだけで、保険料の負担者と受益者が一致しないのは、保険原理から逸脱しています。

さらに、自民党案の「子ども保険」が引き上げられているのは、年金保険料です。厚生年金は、小泉政権の「年金100年安心プラン」によって、平成16年から保険料が毎年0.354%ずつ引き上げられ、14年目の今年9月によりやく18.3%で固定される約束でした。ところが自民党は反対されにくい『**子育て支援**』を錦の御旗にして再び年金保険料を引き上げようとしています。

日本の教育機関への公的支出は先進諸国のなかでも最低レベルと言われている。憲法28条の趣旨は義務教育以上の無償化を禁じるものではなく、「最低限、義務教育は無償」を定めているものです。子育てを社会全体で支援するるのであれば、改憲を持ち出すことなく税金で負担すべきです。

「子ども保険」は、安倍首相が改憲論議で持ち出した外れの教育無償化へ誘導し、その上、2019年10月に予定する消費税の10%への引上げを再び見送った場合に備えた財源づくりの色濃い制度と言えます。